

消費者基本計画の素案に寄せられた御意見

<素案全体についての意見>

分野	項目	意見内容	意見に対する考え方
	省庁の枠を超えた総合的な計画	<p>○ 計画の対象事項は、省庁別の課題だけでなく省庁を超えた総合的構造的な課題を含む消費者政策全般の課題を網羅したものであるべき。(日本弁護士連合会)</p> <p>○ 消費者基本計画の策定に当たっては、各省庁が検討方針を固めた事項に限らず、省庁の枠を超えた総合的・構造的な政策課題について消費者の権利実現を目指す観点で検討を開始するよう、積極的に課題を掲げるべき。</p> <p>○ 他の省庁との縦割り行政の弊害が指摘されているという認識をもちながら省庁間の壁に沿った内容に終わってしまっている。</p> <p>○ 基本計画策定の初年度でありやむを得ないところだが、来年度以降は統一された政策を各省庁が実行するべき。(全国消費者協会連合会)</p>	<p>本計画では、省庁の枠を超えて、消費者政策の基本的方向性、課題、重点、重点に対応する施策を設定しています。また、消費者基本法で定められている基本的施策等に基づいて今後重点的に講ずべき施策を明記しています。</p>
	施策の実施時期等	<p>○ 今後5年間で実施すべき施策について、①実施する、②〇〇年度以降継続的に検討する、③〇〇年度までに一定の結論を得るなどと書き分けられている。①については明確だが、②については検討の結果、どう取り扱われるのかが明確ではなく、③の結論には取り組まないという結論も含まれていると理解される。確かに検討の結果、ノーアクションとなる案件があることを否定することはできないが、すくなくとも、どのような期間でいかなる課題を検討するのかを示すべき。(東京都生活協同組合連合会)</p>	<p>施策のスケジュールについては、具体的な作業に着手した上でなければ詳細を決めることは困難な側面があります。本計画では、進捗状況について、毎年、検証・評価・監視を行い、その結果を公表することとしています。また、当該結果に基づき、計画の必要な見直しを行うこととしています。</p>

分野	項目	意見内容	意見に対する考え方
		<p>○ 計画を達成すべき時期は、緊急の課題のみならず中長期的課題(消費者信用の適正化等など)についても、項目毎に明確に設定すべき。(日本弁護士連合会)</p>	<p>本計画では個々の施策の実施時期については期限を明記することを基本としていますが、法律の運用など期限がなじみにくい施策や不確定要因が多く期限を明記することが困難であっても早急な着手が必要である施策等についても可能な限り本計画に盛り込んでいるところです。</p>
		<p>○ アクションプラン型の計画の作成(テーマ、目標達成の水準、達成時期を明確にし、施策の進捗状況を明らかにすること)(NP ○法人 埼玉消費者被害をなくす会)</p>	<p>本計画では、個々の施策について、実施期限を明記することを基本とし、また、その進捗状況について毎年、検証・評価・監視を行い、その結果を公表することとしています。なお、目標達成の水準については、特定の課題について検討を行うといった施策など、予めこれを設定することは困難な側面があり、本計画では盛り込んでいません。</p>
		<p>○ 今次基本計画が目指す消費者政策の基本的方向の中で、「消費者の自立のための基盤整備」、「緊急な消費者トラブルへの機動的・集中的な対応」が掲げられ、また、今次基本計画における消費者政策の重点中に「分野横断的・包括的な視点に立った取引ルールづくり」、「消費者団体訴訟制度の導入」、「学校や社会教育施設における消費者教育の推進」、「消費者からの苦情相談の活用」、「緊急な消費者トラブルへの対応」が盛り込まれている。消費生活相談員の立場から、これらの施策の実施時期については、いずれも次年度早急に実施を要望したい。(社)全国消費生活相談員協会)</p>	<p>いずれの施策についても次年度から着手することとしています。</p>
		<p>○ 1年、3年(中期)、5年という年次目標の明確化を図るべき。さらに、毎年度ごとに新たな課題も登場してくる。それらをどう取り組んでいくことにするのか、俯瞰図などで示すべき。</p>	<p>本計画では、今後5年間の消費者政策の基本的方向、課題、重点、重点に対応する課題を設定しています。個々の施策の実施時期については期限を明記することを基本としています。年次目標は設定していませんが、計画の進捗状況について、毎年、検証・評価・監視を行い、その結果を公表するとともに、当該結果に基づき、計画の必要な見直しを行うこととしています。</p>

分野	項目	意見内容	意見に対する考え方
	国民生活審議会からの意見聴取	<p>○ 基本計画の策定にあたり国民生活審議会の意見を聴く場面においては、単に形式的に意見を聴く機会を与えれば足りるということではなく、国民生活審議会の中で基本計画の内容について実質的な審議が行われ、その審議の結果を積極的に反映させて審議会としての意見がとりまとめられ、消費者政策会議に提示されるよう運用されるべき。(日本弁護士連合会)</p> <p>○ なおかつ、委員主導で意見のとりまとめを行うべき。</p>	<p>消費者基本法では、消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成することとなり、同会議で同計画の作成方針が決定された後、これまで4回にわたり国民生活審議会消費者政策部会が開催され、同計画の方向性、重点事項等について審議が行われました。</p> <p>今般の消費者基本計画の素案は、計画の具体的な枠組み(消費者政策の重点化、具体的施策のアクションプラン化等)をはじめ当該審議を踏まえ作成したものです。</p>
	策定の趣旨	<p>○ 基本計画策定の趣旨には、消費者の権利の“確立”を明記し、基本計画策定の目的を明確にするべき。(埼玉県消費者団体連絡会)</p>	<p>「1. 消費者基本計画策定の趣旨」では、消費者政策における本計画の位置づけを記述しており、ご指摘に関しては、「2. 今次基本計画が目指す消費者政策の基本的方向」において、「消費者政策の基本理念を具体化していくため」と明記しています。</p>
	消費者政策の基本的方向	<p>○ 基本的方向において、「消費者の権利の尊重」という観点を明記すべき。(主婦連合会)</p>	<p>「2. 今次基本計画が目指す消費者政策の基本的方向」において、「消費者政策の基本理念を具体化していくため」と記述していますが、この消費者政策の基本理念に関して、「1. 消費者基本計画策定の趣旨」において「消費者の権利の尊重」を明記しています。</p>
	弱者に属すると考えられる者の保護	<p>○ 消費者政策の基本的方向について消費者の中でも弱者に属すると考えられる者をどのように保護すべきか、重要な消費者政策の課題であり続けている。とりわけ「知的障害者」や「高齢者」それに「子供」の消費者としての保護は緊急の課題であり、今後5年間に限っても、そうした趣旨の政策展開が具体的に考えられるべき。(NPO消費者ネット関西)</p>	<p>消費者の特性に応じた消費者政策の展開は重要であると認識しており、個々の施策の推進においてその必要性を踏まえ配慮していきます。なお、消費者契約に関する施策に関しては、適合性原則について特記しているところです。</p>

分野	項目	意見内容	意見に対する考え方
		<p>○ 消費者被害は消費者教育だけでは改善されず、最も悪質な消費者被害のターゲットとされる高齢者や若年層等、自らの判断能力に限界のある消費者層については、別途の対策が必要。行政の消費者政策が消費者教育から消費者の自立の路線のみに偏ることは避けるべき。弱者たる消費者対策の必要性を、個別の被害態様と金融・信用・ITを利用した取引に限定することなく、推進すべき。</p> <p>○ 消費者の自立を促すばかりではなく、弱者救済をうたうべき。(消費者被害をなくす会)</p>	
	対象期間	<p>○ その後の長期的消費者政策の対応について 遺伝子組換え作物・食品などは、日本に輸入されて歴史が浅く、ある程度長期間でないと、人の健康面への影響が判明しない面もあると言われているので、ここの安全面への調査・研究は、輸出国の検査等とは別に、独自で粘り強く長期間にわたってフォロー(追跡検査)すべきである。</p> <p>本計画には、このような視点が欠けていると思う。 したがって、もう少し長期的な観点から(10年間程度)見る大綱があっても良いのではないか。この意味で、消費者基本計画については、例えば、「5. その後の長期的消費者政策の対応についての方向と重点」を設け、「遺伝子組換え作物・食品に対する安全・安心を確保するため、長期的な視点に立ち、調査・研究を実施すること」としてはどうか。勿論、「具体的施策」として輸入遺伝子組換え作物・食品についての長期的な調査・研究が入り、実施時期も最低10年間以上は必要。</p>	<p>本計画では、消費者を巡る環境変化の速さをも踏まえて、対象期間を5年としています。</p> <p>遺伝子組換え食品の人の健康に対する長期的な影響に関しては、厚生労働科学研究において動物を用いた長期安全性試験等を実施しているところです。</p> <p>また、遺伝子組換え作物の環境への長期的な影響については、長期栽培モニタリング試験等により知見の充実を図っております。今後とも、必要に応じ、調査・研究を行ってまいります。</p> <p>なお、遺伝子組換え食品の輸入・販売に関しては、平成13年4月から、安全性審査を食品衛生法上義務化しており、内閣府食品安全委員会の意見を聴いて個別の品種・品目ごとに安全性審査を行い、人の健康を害するおそれがないことを確認しています。</p> <p>今後とも、これらの施策を適切に実施してまいります。</p>

分野	項目	意見内容	意見に対する考え方
	その他	<p>○ 計画の実現に向け、「関係法令の制定又は改正」(10条1項)並びに「必要な財政上の措置」(10条2項)の方向性をできるだけ具体的に示すべき。</p> <p>○ 自立はどういう事が具体的に明確に書かれて始めて、基盤整備の結果が検証できる。</p>	<p>本計画は、政府全体として計画的・一体的に取り組むに当たっての基本的方針として、閣議決定がなされるものです。本計画に盛り込まれている施策については、政府全体として推進してまいります。</p> <p>消費者基本法第2条第1項において消費者の権利の尊重が明記されているとともに、消費者の自立については、「消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる」旨規定されています。</p>